

# 憲法OBA MJ 連載の現在いま

## 《 憲法問題特別委員会だより 》 第92回

### 憲法改正を巡る情勢と今年度の課題について

憲法問題特別委員会 委員長 西 晃

#### 1. 憲法改正を巡る現状について

周知の通り、安倍首相は2017年（平成29年）5月3日、憲法9条を改正し、2020年（令和2年）までに施行すると表明、昨年2018年（平成30年）3月の自民党大会では9条を含む4項目（「憲法9条自衛隊明記」「緊急事態条項」「合区解消・地方公共団体」「教育」）について、条文イメージをとりまとめました。

その後政府自民党は上記改憲条文イメージを国会の憲法審査会に提出し本格的な改憲議論を展開しようとしたのですが、様々な政治的・社会的要素も絡み、本年2019年（平成31年）3月末段階においても憲法審査会への提出はもとより、事実上の提示もなされていないのが現状です。

政府自民党は、本年2月20日には、同党憲法改正推進本部作成による『日本国憲法改正の考え方～「条文イメージ（たたき台素案）Q&A～』と「ピラ」を広報ツールとして、同党所属の国会議員等に配布し、改憲機運の盛り上げを図っています。しかしながら各種世論調査の結果を見ると、憲法改正問題に必ずしも関心がないわけではないが、今は他の課題の方を優先すべきだとの意見が多数を占めており（例えばNHKの「2018憲法に関する意識調査」では、憲法改正議論を進めるべきか？他の課題を優先すべきか？の問に対して、68%が「他の課題を優先すべき」と回答）、国民の間でその機運が盛り上がっている状況にはありません。

新元号制定、天皇の代替わり儀式等が続く今年前半は、国民世論を分断するような改憲発議に繋がるような急激な改憲手続の進行は極めて考えにくい状況です。これらの状況からすると、よほど大きな国民世論の変

化がない限り、今年夏（7月予定）の参議院選挙までの間に、改憲議論自体が国会内で具体的に進行する可能性は低そうです。

#### 2. 5月連休明け以後の憲法審査会 ～国民投票法改正案が焦点に～

他方、5月の連休明け以降、憲法改正手続法の改正を巡る憲法審査会の議論がかなり進行するものと思われます。この改正案は憲法改正国民投票の利便性を現行の公選法にそろえる内容が主たるものであり、それ自体はある意味当然のことになりますが、もともと改憲手続法に内在していた問題、とりわけ、憲法改正の賛否と投票を国民に訴えるための国民投票運動における動画・CM等の規制の在り方を巡っては大きな意見の対立があります。当会においても昨年9月に「憲法改正手続法の改正を求め、現行法での憲法改正に反対する意見書」を發出していますが、公正・公平な国民投票実現のため、時間をかけた徹底した議論が求められます。

#### 3. 今年度の私たちの課題

これまでと基本的には変わらないと思います。どんな情勢になろうと、日本国憲法の立憲主義・平和主義の根本は堅持すること。それらを阻害しない範囲において、主権者国民の意思を正面から問うべき機会が巡ってくるのであれば、正確な情報提供を心掛け、主権者としての真意が正確に表明されることを目指すこと。これが私たちに課せられた課題だと思えます。